

紛争審査規程

2005年5月11日制定

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、情報セキュリティ監査に関して会員及び協会が認定する情報セキュリティ監査人（以下、「監査人」という）と被監査主体との間に生じた情報セキュリティ監査についての苦情に関わる紛争審査の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条（定義）

紛争審査とは、被監査主体より提起される苦情を契機として、現に行われた監査に対し情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準など協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを審査委員会が審査することを通じて、協会として会員及び監査人が行った監査の質を評価するとともに、簡易迅速な紛争解決を図ることによって監査品質の確保と被監査主体の保護を図り、もって会員及び監査人に対する処置を行うことである。

第3条（当事者の協力義務）

1. 紛争審査の申出を行った被監査主体は紛争の迅速な解決を図るため、協会の行う紛争審査に協力しなければならない。
2. 紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員及び監査人は紛争審査に協力しなければならない。

第4条（免責事項）

1. 協会は、紛争審査の結果として示された決定と処置により、会員及び監査人に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。
2. 紛争審査にかかわる責任を負う場合は協会が負い、その審査に関与した審査委員会委員（以下、「委員」という）、事務局員ならびにこれらの職にあった者はいずれもその紛争審査について、一切の責任を負わない。

第5条（紛争審査の申出と受理）

1. 会員及び監査人が行った情報セキュリティ監査に関して苦情のある者は、協会が定める「情報セキュリティ監査に関する紛争審査申出書」（以下、「紛争審査申出書」という）に必要事項を記入し証拠となる資料を添付した上で協会に提出する。

2. 紛争審査の申出が、協会が定める様式を使用せずに行われたときは、協会が定める様式と同じ情報が含まれているときは有効な申出として扱う。
3. 協会は、紛争審査申出書が協会に到着後速やかに紛争審査の申出として受理したことを申出者に通知する。

第6条（苦情の予備審査）

1. 協会は、審査委員会による苦情の審理に先立ち、受理した紛争審査申出書の予備審査を行う。
2. 協会は、紛争審査申出書の内容が以下すべての要件に当てはまることを確認する。万一当てはまらないときには、紛争審査を中止することができる。
 - (1) 紛争審査申出者が被監査主体であること。但し、代理人による申出を妨げない。
 - (2) 会員及び監査人が紛争審査申出者に対して行った特定の情報セキュリティ監査に関する苦情であること。
 - (3) 紛争審査申出の内容が具体的であり、事実確認に必要な情報が含まれていること。その際、書面にて以下の内容が記載されていること。
 - 求める結論
 - その理由
 - 理由を基礎づけるために必要な情報
3. 協会は、紛争審査申出書の内容が前項の要件に当てはまるときであっても、以下いずれかの要件に該当するときには、紛争審査を中止することができる。
 - (1) 協会において既に解決した苦情または、既に処理を終了した紛争に係るものであるとき。
 - (2) 紛争の対象となる監査の監査報告書提出日から1年を経過したものであるとき。
 - (3) 裁判所において、現に訴訟または民事調停が行われ、またはそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
 - (4) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、またはそれが終了した紛争であるとき。
 - (5) その紛争の性質上、協会が紛争審査を行うに適當でないと認めるとき。
 - (6) 不当な目的でまたはみだりに紛争審査の申出を行ったと認めることができるとき。
 - (7) 紛争審査の対象となる監査主体が非会員、かつ監査チームを構成する個人に監査人が含まれないとき。
5. 協会は、前2項の要件に当てはまるかどうかを調査するために、紛争審査の申出内容を更に確認することが必要なときは、紛争審査申出書の差替えもしくは追加の情報及び記録等の提出を申出者に対して依頼することができる。申出者が依頼に応じないときは、協会は紛争審査の申出が取り下げられたものとみなし、紛争審査を中止することができる。

第7条（苦情の審理）

1. 協会は紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員及び監査人に対し、紛争審査の対象であることを通知するとともに、紛争審査に関わる事項につき事実確認のための情報を聴取する。
2. 協会は、審査委員会に紛争審査の申出の内容と前項の事実確認結果を報告する。
3. 審査委員会は苦情の審理に際して紛争審査チームを編成する。
4. 紛争審査チームは、最低2名の委員より構成される。
5. 紛争審査チームは、協会が紛争審査の申出の受理通知を行ってから30日以内に、当事者の出席を求め、紛争審査チーム会議の開催を求めることができる。
6. 紛争審査申出者、紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員及び監査人は、紛争審査チームのメンバー構成に不服があるときには協会に対し異議を申し立てることが出来る。協会は妥当であると判断したときは、メンバーの変更手続きを執る。
7. 紛争審査チームは、紛争審査申出者、紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員及び監査人、紛争審査に関わる関係者、その他紛争審査チームが必要と認める関係者に対し、紛争審査チーム会議への出席を求めることが出来る。
8. 紛争審査チームは、紛争審査チーム会議において紛争審査申出者及び紛争審査の対象となる会員及び監査人から事情を聴取する。事情聴取に当たっては必要に応じてそれぞれの関係者を含めることが出来る。
9. 紛争審査チームを構成する委員は、紛争審査チーム会議にて紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査が情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準等協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを検討する。
10. 紛争審査申出者が、正当な理由無く紛争審査チーム会議への出席等紛争審査への協力を拒否したときは、申出を取り下げたものとみなすことができる。また、紛争審査の対象となる会員及び監査人が、正当な理由無く紛争審査チーム会議への出席等紛争審査への協力を拒否したときは、協会が行った紛争審査申出者側の事情調査結果に基づき審理を行うことができる。

第8条（苦情に対する決定と処置）

1. 紛争審査チームを構成する委員は、紛争審査の申出に対して適切と考えられる結論とその結論に至る理由について、自らの意見を審査委員会に報告する。
2. 審査委員会は委員からの報告を受けて、紛争審査の申出に対して適切と考えられる結論を決定する。また、紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員もしくは監査人に責めがあるときには、懲戒を行う旨の裁定を行うことができる。

3. 前項の審査委員会の決定および裁定は、全会一致をもって紛争審査の申出を受理後3ヶ月以内に結論を出すように努める。
4. 審査委員会が会員に対し懲戒を行う旨の裁定を行ったときは、理事会に報告し承認を受けなければならない。また、監査人に対し懲戒を行う旨の裁定を行ったときは、監査人の資格認定を行う機関に報告し承認を受けなければならない。
5. 理事会は、審査委員会の裁定を経て懲戒を行うことができる。この処置には決定の内容により以下を含む。
 - (1) 会員への戒告
 - (2) 協会からの除名または資格停止
 - (3) 協会からの除名を行ったことの公表
6. 監査人の資格認定を行う機関は、審査委員会の裁定を経て懲戒を行うことができる。この処置には決定の内容により以下を含む。
 - (1) 監査人への戒告
 - (2) 監査人の資格剥奪または資格停止
 - (3) 監査人の資格剥奪を行ったことの公表
7. 協会は、紛争審査の申出に対しての結論、ならびに理事会により承認された審査委員会の裁定を、紛争審査の申出者と紛争審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った会員及び監査人、その他必要に応じてそれぞれの関係者に通知する。

第9条（会員への周知）

協会は、会員が行う監査がより高い水準となるよう紛争審査の概要及び結果について、問題となった事象について原因を究明し今後類似の紛争発生の未然防止に努めるために必要な情報を、秘密に関する事項を除いて会員に対し周知する。

第10条（秘密保持）

理事、委員、事務局員ならびにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、紛争審査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第12条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。